

## 倫理審査委員会議事

1. 日時 平成27年5月21日(木) 15:30 ~ 16:00
2. 場所 ミーティングルーム
3. 出席者 副院長(委員長)、長嶋精神科医師、薬剤科長、事務部長、看護部長、駒木外部委員、矢崎外部委員、庶務班長(書記)

### 4. 要旨

#### 1) 議題「医療観察法指定入院医療機関における入院期間の関連要因の検討」

申請者

- 倫理審査申請書に沿って説明。

委員

- この研究は患者さんに聴き取りをするということではなく、データのみを収集して行うということですか。

申請者

- はい、電子カルテの患者情報を使用して検討しますが、患者さんに直接インタビューをするということはありません。

委員

- 実施期間が10年というのは長すぎないでしょうか。

申請者

- 年間退院する患者が10名程度しかなくデータ数を満たすという観点から10年という期間を設けました。

委員

- 過去のデータも遡って使用するのですか。

申請者

- はい、患者さんの過去のデータを二次利用する場合があります。

委員

- この研究を行うことに対する本人の同意は必要ないのですか。

申請者

- 個人を特定するようなデータは使用しないため必要がないと思われ  
ます。

委員

- 電子カルテ上の患者情報を集計することだけであれば倫理委員会に審査するまでもないかと思いますが。

申請者

- 集計したデータを研究として学会で発表するため、本委員会に申請  
しました。

委員

- 10年という期間の中ではコンピュータのシステムも変更されます  
ので研究期間は短縮した方がよいと思います。

2) 議題「医療観察法入院患者の社会復帰に向けて必要な援助とプログラム開発の検討」

申請者

- 倫理審査申請書に沿って説明。(期間延長、研究メンバーの変更等)

委員

- 前回の承認期間が平成25年1月から平成26年6月末までとされていますので、今回の申請は期間の延長という形にはなりかねると思われま

委員

- 症例数が少なかったという原因は何だったのですか。

申請者

- 元々、年間の退院数が少なく、その中で対象者がインタビューを断るケースが多かったことがその要因となっています。

委員

- 今回は期間延長にはならず再申請ということになると思います。

申請者

- はい、わかりました。

【審査結果】

- 1) 議題「医療観察法指定入院医療機関における入院期間の関連要因の検討」  
研究実施期間を10年から5年に短縮することで承認してよろしいか。  
→異議なし(承認)

- 2) 議題「医療観察法入院患者の社会復帰に向けて必要な援助とプログラム開発の検討」  
今回新たに申請したという形とし、平成29年3月末までを研究実施期間とすることで承認してよろしいか。  
→異議なし(承認)

以上